

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における防疫対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

県及び会場地市町村は、相互に連絡調整を図り、関係機関・団体とともに防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

保健所は、大会に参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の感染症予防のため、県、会場地市町村、関係機関・団体の協力を得て、広報活動や衛生講習会等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(2) 健康管理指導

保健所は、大会参加者等の感染症予防のため、県、会場地市町村、関係機関・団体の協力を得て、大会参加者等が利用する宿舍及び弁当調製施設等の業務従事者を対象に保菌検査（検便）等の実施を含む健康管理に努めるよう指導する。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、保健所は感染症法等に基づく必要な措置を講じ、県及び会場地市町村は関係機関・団体の協力のもと感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

県及び会場地市町村は、本大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、感染症対策の実施に関して必要な事項は、県及び会場地市町村が、それぞれ別に定める。

(2) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等への対策については、県及び会場地市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。